

就学援助制度について

生坂村教育委員会

生坂村では、経済的理由などにより、子どもたちの学校での学習が妨げられることのないよう学校教育に必要となる学用品等の費用について、保護者の負担を軽減するための制度を設けています。制度の内容をよくご理解いただき、援助を希望される方は学校を通じて申請してください。

1 就学援助を受けられる世帯及び証明書等

次のいずれかに該当する場合、申請をすることができます。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により、給与収入が激減した方や自営業で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困っている方は、この制度を受けられる場合がありますので、教育委員会にご相談ください。

	申請理由	証明書類
1	生活保護を受けている	—
2	生活保護の停止又は廃止を受けている	—
3	村民税の非課税又は減免を受けている	—
4	個人事業税又は固定資産税の減免を受けている（家屋新築による減免等は除く）	減免通知又は減免額の記載された納税通知書
5	国民年金の掛金の減免を受けている	国民年金保険料の免除の承認を受けていることを証する書類
6	国民健康保険税（料）の減免又は徴収の猶予を受けている	国民健康保険税（料）の減免又は徴収の猶予を受けていることを証する書類
7	児童扶養手当の支給を受けている	—
8	生活福祉資金の貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
9	その他の理由で経済的に困っている	必要に応じ、提出していただきます

2 申請の方法

就学援助費の支給を希望される方は、学校に申し出ていただき申請書に必要事項を記入のうえ、上記の書類を添付し学校へご提出ください。

※兄弟姉妹が小・中学校に在学する場合は、それぞれの学校ごとに申請書をご提出ください。

※証明書を添付できない場合は、その理由について学校にご相談ください。

問い合わせ先
生坂村教育委員会 学校教育係
電話 0263-69-2087